

平成28年9月第3回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 平成28年9月23日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小菅耕二
7番 小山栄治
8番 木村利晴
9番 桜田秀雄
10番 林修三
11番 山口孝弘
12番 小高良則
13番 湯浅祐徳
14番 川上雄次
15番 林政男
16番 新宅雅子
17番 京増藤江
18番 丸山わき子
19番 石井孝昭
20番 加藤弘

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	武井義行
市民部	長	山本雅章
経済環境部	長	江澤利典

建設部長	河野政弘
会計管理者	勝又寿雄
財政課長	會嶋禎人
国保年金課長	和田文夫
高齢者福祉課長	吉田正明
下水道課長	山本安夫
水道課長	金崎正人

・連絡員

秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	大木俊行
社会福祉課長	佐瀬政夫
農政課長	水村幸男
道路河川課長	横山富夫

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育委員会教育次長	村山のり子

・連絡員

教育総務課長	廣森孝江
--------	------

○監査委員

・議案説明者

監査委員事務局長	吉田一郎
----------	------

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	川崎義之
-----------	------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長	大木俊行
-------------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	藏村隆雄
副主幹	小川正一

副	主	幹	中	嶋	敏	江	
主		査	須	賀	澤	勲	
主	査	補	嘉	瀬	順	子	
主	任	主	事	醍	醐	文	一

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成28年9月23日（金）午前10時開議

- 日程第1 議案第3号から議案第13号
委員長報告、質疑、討論、採決
- 追加日程第1 議案の上程
議案第20号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 追加日程第2 議長辞職の件
- 追加日程第3 議長の選挙
- 追加日程第4 副議長辞職の件
- 追加日程第5 副議長の選挙
- 追加日程第6 常任委員会委員の所属変更の件
- 追加日程第7 決算審査特別委員会委員の選任
- 追加日程第8 印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙
- 追加日程第9 議員派遣の件
- 追加日程第10 議席の一部変更の件

○議長（加藤 弘君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に、報告します。

最初に、各常任委員会付託事件について、各委員長から審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

次に、木村利晴議員より発言を求められていますので、これを許します。

○木村利晴君

木村利晴でございます。

9月7日の一般質問の発言の中で、不適切な発言がありましたので、おわび申し上げますとともに、会議規則第65条の規定によって発言の取り消しをさせていただきたく、お願い申し上げます。

○議長（加藤 弘君）

ただいま、木村利晴議員から、9月7日の一般質問における発言の一部について、会議規則第65条の規定によって取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。ただいまの木村利晴議員の申し出のとおり、発言の取り消しを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。発言の取り消しを許可することに決定しました。

日程第1、議案第3号から議案第13号を一括議題とします。

これから、常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

最初に、新宅雅子総務常任委員長。

○新宅雅子君

おはようございます。総務常任委員会に付託されました案件3件につきまして、去る9月13日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第7号、八街市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、人口減少や就業構造等の変化により消防団員の確保が大変困難となっている状況であり、特にサラリーマン等が勤めに行く日中は団員が手薄となり、消防車の運転業務等に支障を来す場合があるため、基本団員を補完する立場で、主に日中の消防団活動に従事できる消防団経験者等による機能別消防団員制度を導入するため、所要の改正を行うものであります。

審査の過程において委員から、「現在、消防団員の不足はどのくらいあるのか。また、機能別消防団員に年齢制限はあるのか」という質疑に対して、「定数480名に対し、今年度の団員数は401名ですので、79名不足している現況です。また、現在の消防団条例での任用基準に年齢制限はありません。募集にあたっては、消防団員のOB、消防署の職員等のOBの方を任用する予定です」という答弁がありました。

次に、「第3条の消防団活動の範囲を伺う、また、日中にできることは、広報活動などいろいろな形のものがああります。女性でも可能なことは女性にお願いするなど、機能別の範囲を広げることは検討していないのか」という質疑に対して、「活動範囲は、基本的には火事が中心になると思いますが、その他の災害についても出動していただきたいと考えています。基本団員の取り扱いとは異なりますが、防火予防広報や救命講師の実施、消防団をPRする活動、災害時の救護活動などの女性消防団員の導入については、平成28年10月1日から施行する予定です。なお、平成29年度から任用できるよう、募集方法等について検討しているところですよ」という答弁がありました。

次に、「機能別消防団員の身分、処遇について伺う」という質疑に対して、「身分は、基本団員と同様の非常勤の特別職となります。処遇については退職金、公務災害等、基本団員と同じになります」という答弁がありました。

次に、「消防団に今まで関わってこなかった方が新たに消防活動に入る方はいないのか」という質疑に対して、「機能別消防団員は、基本的には消防の経験者、また、消防署の職員だった方を対象としています。訓練等を受けて消防団長が認めた場合には任用することができます」という答弁がありました。

次に、「機能別消防団員は、基本団員と同じように国民の生命、身体及び財産を保護する任務と考えていいのか。また、報酬年額が8千円とは少なくないか」という質疑に対して、「任務は、基本的に基本団員と同等と考えています。報酬については、平日の日中の活動と特定されたことから、県内の状況を勘案したところ、おおむね3分の1程度で設定している市町村が多いことから、本市でも3分の1程度としました。基本団員は、市の行事、毎月の定期点検等を行っており、機能別については平日の災害を想定したものです。現在では8千円程度が適当と考えていますが、今後検討していきます」という答弁がありました。

次に、「本市は、消防団員のなり手がいないということで、日中活動できる人を機能別消防団員として採用していくことだと思えますが、日中の活動は、現在の消防団員の活動と同じと考えていいのか。また、採用の見込み数を伺う」という質疑に対して、「基本団員と一緒に活動することになるので、内容は同じになり、夜間の活動も本人の意思で可能となって

います。採用については、1つの分団あたり3名を上限としています。どの程度の団員を任用できるか、現在見通しはたっていませんが、活用する分団は多くあると考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号、防災行政無線デジタル化整備工事（H28）の請負契約の締結についてです。

この工事については、去る8月3日に行いました一般競争入札の結果、三峰無線株式会社、代表取締役中島芳明が1億8千960万4千800円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものです。

審査の過程において委員から、「デジタル化によって住民にとってどのような利便性が発生するのか」という質疑に対して、「今回のデジタル化については、既存の防災無線が20年以上経過したため更新するものです。市民の方々にとっては、親局の操作で子局の各スピーカーごとの音量が調節できることから、音の反響などにより聞き取りにくい地域がある程度解消されると考えています」という答弁がありました。

次に、「防災無線の近くで生活している方からは、防災無線がなくなることによって、生活が不安定になるとの訴えもあります。その辺の改善策は、防災無線を移動するしかないのではないかと考えていますが、地域と協力し合って防災無線を設置していく取り組みについてどのように考えているのか」という質疑に対して、「今回は、既存の防災無線の位置での改修です。防災無線を立てる場所の選定は難しいところですが、今後は必要があれば検討したいと考えています」という答弁がありました。

次に、次に、「前回デジタル化したときの経費を伺う」という質疑に対して、「平成23年度の16局の改修は、約1億300万円です」という答弁がありました。

次に、「デジタル化しないことによって、国からペナルティーは受けるのか」という質疑に対して、「ペナルティーは特にありませんが、平成34年に関東総合通信局への免許更新が必要になり、このときはアナログの申請は認められず、デジタル方式のみとなります」という答弁がありました。

次に、「デジタル化することによって、現在の周波数と比較すると到達距離が半分程度になると指摘がありますが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「本市では、特に問題がないと考えています」という答弁がありました。

次に、「現在の子局では難聴地域のカバーができないのではないかと」という質疑に対して、「今回の改修では、既存のアナログ方式と同等にカバーできると考えています。難聴地域には、市のホームページ、メール配信サービス、テレホンサービス、エリアメール配信など多様なお知らせをする体制を整えています」という答弁がありました。

次に、「防災無線を補完する意味で、移動局、防災ラジオについてどのように考えているのか」という質疑に対して、「全戸に個別受信機等を配備することは望ましいことですが、機器の整備については大きな財政負担が伴うこともありますので、メール配信サービス等の

ご利用について、現在ご案内しているところです」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号、平成28年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く歳出2款総務費、4款衛生費の内1項7目、第2表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「来年以降の臨時財政対策債はどのような見通しを立てているのか」という質疑に対して、「現在の国方針では、なくなるとは聞いていませんので、全体の国の予算の仕組み、財源の確保、交付の仕方等を含めて、今年度と同じシステムで交付されるものと思います」という答弁がありました。

次に、「子ども・子育て支援交付金の今後はどのようになるのか。また、今回の対象事業者を伺う」という質疑に対して、「現在、国などから交付金の変更などについての通知は受けておりません。対象事業者は、東吉田の「ひよこのおうち」という認可外の保育所になります。この事業によって、待機児童者は9月1日現在の32人から19名になります」という答弁がありました。

歳出1款では、「議会事務局職員は、今年度再任用により1名増員となりましたが、再任用職員の仕事を伺う」という質疑に対して、「主な業務は会議録作成になり、昨年度と比較すると完成までの期間は短縮されています」という答弁がありました。

歳出2款では、「第2庁舎を取り壊すにあたっての方向性を伺う」という質疑に対して、「現在は、第2庁舎の課等の移動をまず優先しています。建物を壊すためには、ほとんどのケーブルが第2庁舎に配線されていますので、これを迂回させるための設計と工事、さらに、アスベストが使用されていますので、その除去のための設計と工事が終了した後、本体の解体工事となります。期間的なものは、アスベストがあるため、現在見当が付かないところですが、解体工事のめどがつかましたら、跡地について検討委員会なりを立ち上げて検討したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「防犯ボックスの具体的な設置場所等を伺う。また、運用時間、体制、地域との関わりはどのようになるのか」という質疑に対して、「設置場所は、八街駅南口のバスのロータリー内で、八街駅南口を千葉方面においてバスの停留所の脇あたりと予定しています。建物はおおむね10平米と考えています。運営時間は、平日、土日、祝日とも14時から22時までとし、年末年始を除いて基本的に休みはないと考えています。勤務員については、警察官OBを含めて3名体制でローテーションを組んで、1日2名の配置と考えています。効率的に防犯活動を行うため、市民との合同パトロール、見守り活動などを通じて、市民の防犯意識の高揚、防犯力向上を図る目的で設置するものですので、今後地域の自主パトロール隊、また、防犯組合などの団体等と具体的な活動について協議したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「防犯ボックスの開設はいつになるのか。また、勤務員はボランティアになるのか」という質疑に対して、「開設は、平成29年度4月を予定しています。勤務員は市が雇

用します。防犯ボックスの維持管理は、運営開始後5年間上限600万円、補助率3分の2の県の補助制度を活用します」という答弁がありました。

次に、「今回、防犯ボックス設置は本市からお願いした事業か」という質疑に対して、「本市が要望しました」という答弁がありました。

次に、「防犯ボックスの事業は、ボックスを拠点としてまち中で活動する基本的な事業と考えているが、間違いはないか」という質疑に対して、「警察のOBの方を含めたセーフティアドバイザーの方と地域の団体の方が連携して、合同パトロールや見守り活動を定期的に行うことになると思います。2名体制としますので、ボックスはなるべくあけないようにしたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「防犯ボックスを榎戸地区に設置する考えはないか」という質疑に対して、「八街駅南口の犯罪発生率が高いということで、今回要望したところです。今後は、この実施状況を見ながら検討したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「地方公会計システム設定業務は国からの指示によるものか」という質疑に対して、「今回の地方公会計というものは、平成27年に国からの通知で統一的な基準による財務書類等を原則として作成し、積極的に活用するという指示に基づいて行うものです」という答弁がありました。

次に、「公会計には2つのモデルがありますが、本市はどちらか。また、これまでのシステムと何が違うのか伺う」という質疑に対して、「本市は総務省基準モデルです。各自治体の財務状況と経営成績の説明責任を果たすことと、予算決算の中でのコスト部分、ストック部分を明らかにすることが目的です」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（加藤 弘君）

ここで、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

質疑なしと認めます。これで総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、小山栄治文教福祉常任委員長。

○小山栄治君

文教福祉常任委員会に付託されました案件4件につきまして、去る9月14日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第4号、八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例の制定についてです。

これは、国の基準である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

審査の過程において委員から、「今回の改正は、労働力不足を解消することが大きな狙いなのですが、現在、実際に八街市で保育にあたっている保育士は何名いるのか。また、どのぐらいの正職員が在籍していれば理想的な形になるのか」という質疑に対して、「市立保育園になりますが、正職員が63名、臨時保育士が33名、短時間保育士が17名、派遣の保育士が2名となっています。理想では、フルタイムの正職員があと8名必要になります」という答弁がありました。

次に、「保育士と同等の知識、経験を有すると市長が認める者が付け加えられましたが、このことをどのように周知していくのか」という質疑に対して、「今回は、家庭的保育事業についてのこととなりますので、これを運営している事業者が、募集なり、周知をすることとなります。特例に関する職員については、保育の質を低下させないように、事業者に研修などを促すようにしていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「市長が認める者とあるわけが、市からの働きかけはなくていいのか」という質疑に対して、「この条例は、市の運営する保育園に適用されるものではなく、家庭的保育事業の事業所に適用されるものです。市長が特別に認める部分に関しては、私立の小規模の保育園であっても、保育は市で実施するものですので、その運営費用は市、県、国の負担分がすみ分けされており、市は小規模保育所を指導、監督する立場にあります。実際、みなし保育士の募集については事業所の方で適切に対応していただくこととなります。適切な保育を確保するためには、みなし保育士である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の方を配置する場合に、県、市で実施する研修を受けることとなります。みなし保育士となる人材の情報については、市の方でも事業所向けに情報発信、情報提供は必要と考えています」という答弁がありました。

次に、「小規模の保育をしているところは、市内にあるのか。また、小規模保育への働きかけはどのようにしていくのか。」という質疑に対して、「現在、市内にはありませんが、小規模保育について協議を行っているところが1件、また、来年度から実施したいと希望しているところが1件あります」という答弁がありました。

次に、「家庭的保育事業は0歳から3歳未満です。大人の建築基準に、子どもの避難は一緒になりません。0歳から3歳未満の子どもが安全に避難できるのか」という質疑に対して、「今回は、避難階段については、建築基準法の改正に伴うものです。建築基準法の改正前も4階以上であっても保育所を設けることはできます。建築技術の向上などによって、特別に避難階段の構造等に関する規制の合理化を図ることが原点であり、今回の改正と非常時については別のこととなります。非常時の園児の避難に関しては、平日頃から本市の市立保育園でも正しい避難行動がとれるような訓練は行っています」という答弁がありました。

次に、「全国的には、4階以上に保育所があるところがあると思います。このような場合

に備えて非常階段の項目が安全性のために設けられたものと考えますが、本市に4階以上に小規模保育所ができるような情報はあるのか」という質疑に対して、「現在はありません」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「条例改正の内容は、特例によって家庭的保育事業等の設備及び運営を緩和するものとなっています。まず、家庭的保育事業において、保育室を4階以上に設置する際の避難階段の規制の改正についてですが、保育されている足元もおぼつかない0歳から2歳の子どもたち全員を、緊急時に4階以上から安全に避難させることができるか、非常に疑問です。子どもたちの命、安全最優先に階段を使わないで避難できる設備が必要です。次に、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例ですが、この内容は保育士の資格の緩和についてです。小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置について、保育士資格を有しなくても幼稚園教諭、もしくは小学校教諭、養護教諭の免許を有する者を保育士とみなすというものです。しかし、2015年9月からの1年間で8件の死亡事故が保育施設で起きており、全員が0歳から1歳児です。このことから、3歳未満児が主に利用するこれらの事業所では、児童福祉の知識、技能を有する保育士を十分確保し、保育の質の向上を図らなければなりません。そのために一刻も早く保育士の待遇改善を求め、反対します。」

賛成討論が次のようにありました。

「保育における労働力不足に対応し、保育の担い手を確保するため、当分の間、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における配置基準や資格要件についての特例規定の追加をする案件は、今後の保育力を高めるためになくしてはならない大変重要なことと思います。したがって、この効果を期待して賛成します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第9号、平成28年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項2目、9款教育費についてです。

審査の過程において委員から、歳出3款では、「生活保護費では、家庭訪問をたびたびすることになっていると思いますが、十分な人員配置はされているのか」という質疑に対して、「現在、ケースワーカー7名が対応しています」という答弁がありました。

次に、「小規模保育事業A型の施設は、どこにできるのか」という質疑に対して、「東吉田にある「ひよこのおうち」という認可外保育所が、10月から実住保育園の向かい側で開設する予定です」という答弁がありました。

歳出4款では、「B型肝炎予防接種とのことですが、対象者は何人ですか」という質疑に対して、「対象者は平成28年4月1日以降に生まれた0歳児が対象になります。出生者数が昨年度374人、今年4月が31人、5月が26人ということから推計して、月々30人を予想しています」という答弁がありました。

歳出9款では、「市の指定文化財整備事業は、文違のこえつばの弁天の枝を払うとのことですが、今後整備しなければならない文化財はありますか。また、市内に指定文化財はどのくらいあるのか」という質疑に対して、「今後整備を要する文化財は2件あります。笹引地区にある小間子牧とっこめ跡、沖にある御成街道跡を予定しています。市内にある指定文化財の数は、国登録、県指定を合わせて19あります」という答弁がありました。

次に、「スポーツプラザ整備は老朽化によるものなのか」という質疑に対して、「当施設は、平成4年に開所して以来整備工事は行っていないことから、老朽化によるものと考えています。その他の施設も老朽化が進んでいますので、計画的に整備していきたいと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第10号、平成28年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

この補正予算は、国保事業費納付金等算定標準システム連携に係るシステム改修業務委託料を計上するほか、平成27年度繰上充用金の確定額に伴う減額をする必要があるため、補正前の額から4千374万3千円を減額し、補正後の額を120億3千274万6千円とするものです。

審査の過程において委員から、「今年度の国保財政の見込みを伺う」という質疑に対して、「平成28年度の収支見込みは、本年8月末の実績値をもとに推計すると、繰入、歳入ともに当初予算額を若干下回っており、単年度収支については、小額の黒字赤字が想定されています。年度のうち5カ月分の数値による推計ですので、今後の状況によっては補正予算の必要が生じる可能性があると考えています」という答弁がありました。

次に、「保険料を上げたことによる影響を伺う」という質疑に対して、「歳入の見込みでは、国保税の収納率は全8期ありますが、第2期の納期限である8月末の収納率は、現年度分が18.5パーセントで、前年同時期と比較して0.42ポイント減少しており、滞納繰越分は8.06パーセントで、0.55ポイント増加しています。合計で収納率は13.75パーセント、前年同時期と比較して0.39ポイント増加している状況です」という答弁がありました。

次に、「国保制度準備事業システム改修業務は国保広域化に向けての準備とのことですが、今後改修に向けた事業はあるのか」という質疑に対して、「現在までに、国保広域化について示されているスケジュールは、今年の5月23日と9月8日に市町村を対象とした連絡会議が開催されています。この中で市町村からの納付金や標準保険料率の算定に必要なデータを県へ提出するため、自庁システムを改修する必要が生じたための経費となります。今後はこのシステムを活用して、必要なデータを県へ提供することで医療費水準、所得水準を考慮し、納付金の配分や標準保険料率の試算が行われるものと考えています。また、新たなシステム改修については示されていませんが、今後改修が必要な場合は速やかに予算計上したいと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第11号、平成28年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

この補正予算は、平成27年度介護保険給付費確定に伴う国庫支出金等の返還に要する経費や、介護サービス施設設備等の整備を推進する地域介護・福祉空間整備等交付金等を増額する必要があるため、補正前の額に1億4千163万8千円を増額し、補正後の額を46億2千275万4千円とするものです。

審査の過程において委員から、「地域介護・福祉空間整備事業の具体的な内容を伺う」という質疑に対して、「1つとしては、スプリンクラーの設置事業です。これは2事業所を予定しています。2つ目が、介護ロボット等導入支援事業で、介護ロボットの使用による介護従事者負担の軽減を図るものです。これについて、マッスルスーツを導入する事業所が1事業所、見守り支援ベッドシステムの導入を予定している事業所が4事業所になります」という答弁がありました。

次に、「スプリンクラーを設置していない事業所は本市にまだあるのか」という質疑に対して、「今回の事業を導入するにあたっては、平成25年12月に消防法施行令が改正されたことが1つの原因になります。これは、認知症高齢者のグループホームなど、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する介護施設にスプリンクラーの設置が義務付けられ、平成30年3月まで経過措置があります。市内で今回の改正に伴い該当する施設は、設置済みが3施設、今回この事業を活用する施設が2施設、まだ設置できていない施設が4施設あります」という答弁がありました。

次に、「見守りシステムの内容を伺う」という質疑に対して、「利用者の方のベッド上における動きの変化をセンサーで検知、解析をして、必要に応じてナースコール、あるいは事務室に発信し、利用者を見守ることで、介護従事者の負担の軽減を図ろうとするものです」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞご常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（加藤 弘君）

ここで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

質疑なしと認めます。これで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、木村利晴経済建設常任委員長。

○木村利晴君

経済建設常任委員会に付託されました案件6件につきまして、去る9月15日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、

要約してご報告申し上げます。

議案第3号、議案第5号、議案第6号は関連がありますので、一括議題として審議し、採決は分割して行いました。

議案第3号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、農業委員会等に関する法律の施行に伴い、新制度に基づく農業委員及び新たに設けられる農地利用最適化推進委員について報酬を定める必要があることから、条例の一部改正を行うものです。

議案第5号、八街市農業委員会委員の定数を定める条例の制定については、農業委員会等に関する法律が本年4月1日に施行され、新制度に基づく農業委員の選出方法が、選挙による公選制から、議会の同意を得て市長が任命する任命制に変更されること及び委員会を機動的に開催できるよう、委員定数を現行の半数程度とするものです。

議案第6号、八街市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、議案第5号と同様に、農業委員会等に関する法律の施行に伴い、現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各農業委員の地域での活動の2つに分けられることを踏まえ、主に合議決定を行う農業委員とは別に、担当地区における農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者のうちから、推進委員を委嘱しなければならないこととされましたので、必要な事項を条例で定めるものです。

審査の過程において委員から、「農業委員会と推進委員が同時に会議を開催することについて何う」という質疑に対して、「農業委員会が開催する毎月の総会には、農業委員と推進委員の方、全員参加していただく予定です。また、その他に各推進委員の担当地区に案件がある場合には、現地調査等に出席していただきました、その他に各推進委員の担当地区に案件がある場合には、現地調査等に出席していただきます」という答弁がありました。

次に、「農業委員の機能、推進委員の機能の明記されているように、別組織で同格と認識しています。農業委員会は、会長、副会長、班長が規定されていますが、推進委員にはなぜ組織立てがないのか」という質疑に対して、「現在の農業委員会の役員会の中で、農業委員会の中の組織になるので、推進委員の中で代表を定めるのはよくないとの意見がありました」という答弁がありました。

次に、「農業委員の選任は議会の同意が必要ですが、推進委員は議会の同意は必要ないのか」という質疑に対して、「推進委員については、農業委員が選任し委嘱することになります」という答弁がありました。

次に、「この条例が可決された後は、どのような形で、農家の皆さんに伝達する手順になるのか」という質疑に対して、「本条例が可決された後には、回覧等で農家組合等にはお知らせします。また、ホームページ等で募集についても同じように実施する予定です。スケジュールとしては、12月の中旬より推薦及び募集の開始を行います。2月上旬には、推薦、応募の状況を公表します。その後、農業委員候補者評価委員会を立ち上げて、農業委員を選定します。また、推進委員の候補者評価委員会も立ち上げます。3月定例会の経済建設常任

委員会では、これまでの経緯を説明させていただき、3月定例会の最終日に農業委員の選任について、追加議案として上程予定です」という答弁がありました。

次に、「推進委員の委嘱は、誰がどのようにするのか」という質疑に対して、「現在の農業委員の任期である7月19日までに推進委員を決定しなければならないので、現在の農業委員の役員の中で新しい推進委員を決定することになります。委嘱については、新しい農業委員から委嘱することになります」という答弁がありました。

次に、「3条、4条、5条に関する案件は、月にどのぐらいあるのか」という質疑に対して、「農業委員会の総会に諮るのが月20件前後で、3千平米を超えて県の常設審議会に諮問する案件は、月1件から2件になります」という答弁がありました。

議案第5号、議案第6号、議案第3号の順で採決の結果を報告します。

議案第5号、八街市農業委員会委員の定数を定める条例の制定については、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号、八街市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第3号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号、平成28年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、7款土木費についてです。

審査の過程において委員から、歳出5款では、「本定例会で、台風9号による農家さんへの支援等について、追加補正する予定はありませんか」という質疑に対して、「台風9号による被害は、市内で約4億円弱の被害がありましたので、現在、各農家組合を通じて最終的な被害状況調査を行っているところです。この被害については、県単の災害融資が発動されており、市でも利子補給をする形になっています。調査は9月末を締め切りとしていますので、それがわかり次第、予算が必要であれば12月定例会に補正予算を計上したいと考えています」という答弁がありました。

歳出7款では、「台風9号による土木に関する被害はどのぐらいあるのか。また、東吉田地先の路肩の破損状況では、現状のままの復旧となると、矢板を打つなどかなりの経費が見込まれるのではないかと思うが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「台風9号や集中豪雨によるトータルの被害金額は現在集計されていません。東吉田地先の現場は、多くの矢板等を打つのは無理と思いますので、今のところは現状復旧として、なるべく路肩に水が寄らない工法だと、約300万円で修復できると考えています」という答弁がありました。

次に、「スイミングクラブの後ろの水路は、今回の集中豪雨に対応できたのか」という質疑に対して、「市道に沿って設置してある水路のふたが上がってしまったことがありました。また、下流の池は満水でした。水路が宅地と接していますので、今後、別の水路を考えた対

応が必要ではないかと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第12号、平成28年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

この補正予算は、補正前の額から341万2千円を減額し、補正後の予算額を8億1千411万2千円とするもので、本年4月の人事異動等に伴い、職員の給料や職員手当など人件費の組み替えに伴う補正です。

審査の過程において委員から、「地方債についてですが、金融機関と利率を伺う」という質疑に対して、「特別措置分については民間の金融機関で借入れを行っています。利率は、本年4月に借入れたものでは、0.3パーセント程度です」という答弁がありました。

次に、「やなぎやさん地先の排水についてはどのような状況か」という質疑に対して、「現在、実施設計を行っており、来年3月の完了です。工事については、現在、概算要望を国に行っています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第13号、平成28年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

この補正予算につきましては、まず、収益的収入は、補正前の額から14万4千円を減額し、補正後の額を10億8千665万5千円とするものです。これにつきましては、児童手当の減額によるものです。

次に、収益的支出につきましては、補正前の額から100万4千円を減額し、補正後の予算額を10億3千605万3千円とするものです。これにつきましては、本年4月の人事異動等に伴い、職員の給料や職員手当など人件費の組み替えに伴う補正でございます。

次に、資本的支出につきましては、補正前の額から221万6千円を減額し、補正後の予算額を4億612万1千円とするものでございます。これにつきましても、本年4月の人事異動等に伴い、職員の給料や職員手当など人件費の組み替えに伴う補正です。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（加藤 弘君）

ここで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

質疑なしと認めます。これで経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で各常任委員長の報告、質疑を終了します。

議案第3号から議案第13号の討論通告受け付けのため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。再開時刻は事務局よりご連絡いたします。しばらく休憩いたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時10分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

これから討論を行います。

議案第3号、第5号、第6号に対し、丸山わき子議員、林政男議員から、議案第4号に対し京増藤江議員、服部雅恵議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。最初に、丸山わき子議員の議案第3号、第5号、第6号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第3号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号、八街市農業委員会委員の定数を定める条例の制定について、議案第6号、八街市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、この議案3つを一括して反対討論するものであります。

今回の条例改正は、国の法改正によるものですが、改正によって八街の農業が活性化するのか、大変疑問を持つものです。

これまで、農地の管理については、農業者から選ばれた農業委員が、農地の権利移動や転用の許可の業務を、市長から独立した執行機関としてやってきました。ところが、法改正を受けて、農業委員会制度の柱となってきた公選制が廃止され、市長による任命制となりました。さらに農業委員の定数を半減し、農地利用最適化推進委員を新設した上で、意見の公表、建議を削除しています。農業委員会は、農家の代表機関として機能してきた農地の番人としての権限を弱め、活動は推進委員の役割となり、農地の集積、集約化をし、農地中間管理機構に提供していくこととなります。農業委員会は形骸化され、今後は、農地利用の最適化だけやればよいという農業委員会へと後退する内容となっています。

また、今回の制度改正では、農業委員会を構成する認定農業者には企業も参入することができることから、農家の代表とされてきた農業委員会の役割が大きく変わることとなります。農地利用の最適化により、企業による農業経営、大規模化を支援するものとなっています。企業はもうからなければ撤退することは明らかであり、農業の発展には結び付きません。

今、国内の食料自給率は6年連続して39パーセントとなっています。自給率向上を基本に据えた農政の確立は喫緊の課題となっています。農業のあり方について国連は、大規模な企業的農業が環境を破壊し、逆に飢餓を広げていると批判し、中小農家の役割を重視しています。今、求められているのは、家族経営を基本にした多様な農家や生産組織などが、展望をもって生産できる環境作りであり、これを応援することのできる農業委員会です。

以上の立場から、この議案に対し反対をするものです。

○議長（加藤 弘君）

次に、林政男議員の議案第3号、第5号、第6号に対する賛成討論を許します。

○林 政男君

それでは、私は、議案第3号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、八街市農業委員会委員の定数を定める条例の制定について、議案第6号、八街市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、賛成の立場から意見を述べます。

政府はTPP、あるいは、農協改革など、加速的に農業改革を進めております。農業委員会もその一環であります。全国に埼玉県を上回る耕作放棄地、遊休農地が発生しております。本市においても、300ヘクタール以上の遊休農地、耕作放棄地が発生しております。現在、直ちに解消に努めれば、150ヘクタールぐらいが農地として再生できるわけですが、残念ながらうまくいっておらないのが現状であります。

農業政策、先ほど丸山議員が反対の討論の中で、現状の農業委員会で十分だというふうなお話がありました。ということであれば、この300ヘクタール近くの耕作放棄地、あるいは、遊休農地が発生しなくてもいいのではないかとこのように私は思います。そこで、国の方もそういう問題を何とかしようということで、この農業委員会の改正に取り組んだというふうにご認識しております。

農業委員を従来の公選制から、首長にその責任を置いた任命制にしました。また、その補助をする農地利用最適化推進委員を新たに加えました。そして、この農業委員と農地利用最適化推進委員の報酬は同じであります。

これから農業委員会は、国が進めております農地中間管理機構による農地の流動化、あるいは、農地を一括して借り上げて、一括して農業のやる気のある人に賃貸する、その中間をやるわけですが、そのまさに推進するのが農地利用最適化推進であります。これから農業委員会は、これらの農地中間管理機構の活用や後継者問題、それから高齢化問題など、大変重要な役割を担います。したがって、今回の改正が八街市の農業に発展するというふうには私は確信しております。

以上のことから、私は議案第3号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、同じく議案第5号、八街市農業委員会委員の定数を定める条例の制定について、議案第6号、八街市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について賛成するものであります。

○議長（加藤 弘君）

次に、京増藤江議員の議案第4号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第4号、八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

条例改正の内容は、特例によって家庭的保育事業等の設備及び運営を緩和するものとなっております。まず、家庭的保育事業等において、保育室を4階以上に設置する際の避難階段の規定の改正についてですが、保育されている足元もおぼつかない0歳から2歳の子どもたち全員を緊急時に避難させる場合、子どもたちの命、安全を最優先に避難させるために、2階

以上の施設を認めないことが求められます。

次に、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例ですが、その内容は保育士の資格の緩和についてです。小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置について、保育士資格を有しなくても、幼稚園教諭、もしくは小学校教諭、養護教諭の免許を有する者を保育士とみなすというものです。しかし、2015年9月からの1年間で8件の死亡事故が保育施設で起きており、全員が0歳から1歳児です。このことから、3歳未満児が主に利用するこれらの事業所では、児童福祉の知識、技能を有する保育士を十分確保し、保育の質の向上を図らなければなりません。

委員から、保育の担い手を確保するため、今後の保育力を高める重要なものであり、効果を期待するというような賛成討論がありました。とんでもありません。保育力を高めるためには、専門の保育士を配置することこそが必要です。そのために、保育士の処遇改善を最優先にすべきです。

以上の理由から、4号に反対いたします。

○議長（加藤 弘君）

次に、服部雅恵議員の議案第4号に対する賛成討論を許します。

○服部雅恵君

私は、議案第4号、八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

保育における労働力不足に対応し、保育の担い手を確保するため、当分の間、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における配置基準や、資格要件についての特例規定の追加をする案件は、今後の保育力を高めるためになくしてはならない大変重要なことと思います。

保育を必要としている多くの方々のためにも、よりよい保育環境整備を進めていただき、充実した小規模保育事業所が開設され、待機児童がゼロになることを願ひまして、本4号議案に賛成いたします。

○議長（加藤 弘君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。採決の順番を変更し、分割して行います。

順番は、最初に、議案第5号、次に議案第6号、次に議案第3号を行い、次に議案第4号及び議案第7号から議案第13号を採決します。

最初に、議案第5号、八街市農業委員会委員の定数を定める条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（加藤 弘君）

起立多数です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（加藤 弘君）

起立多数です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（加藤 弘君）

起立多数です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（加藤 弘君）

起立多数です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、防災行政無線デジタル化整備工事（H28）の請負契約の締結についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成28年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立多数です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成28年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成28年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成28年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成28年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

会議中ではありますが、昼食のため休憩します。再開時刻は1時10分といたします。

議員の皆様申し上げます。この後、最初に議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第二会議室にお集まりください。その後、議会運営委員会終了後、全員協議会を開催いたします。

(休憩 午前 11時29分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま北村市長から議案第20号が提出されました。

お諮りします。この際、これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。議案第20号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案の上程を行います。

議案第20号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、平成28年度八街市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本議会におきまして、平成28年度八街市一般会計補正予算（第3号）を提案し、先ほど、原案のとおり可決する旨の議決をいただいたところですが、今回、追加提案いたしました補正予算は、8月22日の台風9号により多大な被害を受け、特に大規模な修繕が必要であるクリーンセンター工場棟の屋根等修繕工事費として941万9千円を計上するほか、八街中学校校舎の避難階段設置工事について、6月に入札を実施しましたが、応札者がなかったため設計の見直しを行い、その結果、不足する工事費として798万1千円を計上するものでございます。

それでは、議案第20号、平成28年度八街市一般会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

この補正予算は、一般会計補正予算（第3号）の歳入歳出予算の議決後の額に1千740万円を増額し、歳入歳出予算の総額を200億8千251万6千円とするものでございます。歳入につきましては、繰越金200万円、市債1千540万円を増額するものでございます。歳出につきましては、教育費798万1千円、災害復旧費941万9千円を増額するものでございます。また、あわせて地方債の発行限度額について、1千740万円を増額するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（加藤 弘君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。これから議案第20号に対する質疑を行います。質疑時間は40分とし、質疑回数の制限は設けません。

質疑はありませんか。

○丸山わき子君

それでは、若干お伺いいたします。

まずお伺いいたしますのは、八街中学校の避難階段についてであります。今回、修正議案として上程されましたが、不調となった後、設計、見積もりなどの問題調査、また検証はされたのかどうか。されたら、どのようにされたのかお伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

まず、6月22日に最初の入札を行いました。その後に競争入札で落札者がいなかったということで、まず、学校からの要求でありました、当初の、夏休みに実行するよというよいうような予定がございましたので、競争入札で落札者がいなかったために、まず、随意契約をすべく6月29日に、まず市内14社に見積書を依頼しました。その際に、14社全てから辞退を受けてしまいました。続いて、7月6日、再度、千葉市、成田市ほか近隣市町に広げまして10社に見積書を依頼しました。このときも全社辞退という結果になりました。各社から辞退の理由を聴取したところでございますが、会社の都合のほか、鉄骨に関する価格が市場と乖離しているためと、そのとき判明いたしました。

以上でございます。

○丸山わき子君

市場と乖離していたということなんですが、このことに関してはまた後でお伺いいたしますけれども、当然これは、今、大変な不調に終わるとい公共事業が多いわけで、当然、これは最初から検討されなければならなかった問題ではないかというふうに思います。これは後でお伺いいたします。

このことで、その後工事内容はどのように見直しをされて、今回の議案上程に至ったのか、お伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

まず初めに、工事を、学校の要求でもありました夏休み期間中に終わらすということが最初にあったと思うんですけども、まずそれが今回の不調によりまして、その後の日程からして夏休みにはできないということになってしまいました。先ほどもご説明させていただきましたけれども、まず、この工事全体をやらないのではなくて、まず救助袋のみを先行して設置しまして、そのほかの工事を来年度に実施したいということで、まず、7月13日に開催の議会運営委員会、それから、先ほどの全員協議会にてご説明したとおりでございますが、その後、教育委員会といたしまして、救助袋のみでなく、全工事を今年度中に実施したいと

ということで学校側と協議を重ねてまいりました。その結果、工事の内容もあわせて見直すことになりまして、まず、非常階段は設置いたします。それから、来年度にどうしても回さなければいけない工事ということで、夏休み期間という長期の期間が必要でありますドアの改修、この部分を来年度に回しまして、そのほかの工事を今年度実施するように、それから、各鉄骨関係の単価もあわせて見直したところでございます。

○丸山わき子君

今回、この非常階段の改修工事なんですけれども、4階、3階からこの非常階段を使っておりにきたと。2階の屋上というのは柵がないわけですね。大変危険な状況のまま、この工事をやろうとしていたのかなというふうに思うんですが、その辺は一番最初の工事設計の中では、この柵がないことを前提の工事だったのか、その辺はいかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

当初の段階でも柵は設置する予定でございました。屋上の面積全部ではなくて、通るところという意識でございます。

○丸山わき子君

この安全対策というのは一刻も早くやらなければならないことであって、避難経路、これに関しては、2階からの避難経路は救助袋だということなんです、今後、避難経路はこれですと維持していくことになるわけですか。

○教育次長（村山のり子君）

3階、4階につきましては、3階、4階のグラウンド側の校舎につきましては、救助袋をまず使用していただくと。通常の中で階段はもちろん使用していただくわけなんですけれども、それから、こちらの校舎側の方のクラスにつきましては、階段を主に利用していただくということに予定しております。

○丸山わき子君

避難経路の救助袋というのは、なかなか利用ができないのではないかと。以前、東小学校でこれを実際に子どもたちに使ってもらおうということでやったのですが、子どもたちは怖がって実際には利用しなかった、できなかったという経緯があります。中学生になれば利用できるじゃないかということかもしれませんが、しかし、絶対安全なのかということ、かなり時間がかかるということもありました。最終的にはもう少し安全なものが検討されなければならないのではないかとこのように思います。

いずれにしても、今回、不調となってきたこの非常階段の改修工事が実施されるということではありますが、私、ちょっと1つ残念だったのは、来年の夏にやらざるを得ないという、1年先に安全が先を越されようとしたことに関しては、大変残念なやり方だったなというふうに思います。やはり、子どもたちに安全を考えたときに、確かに、事業に関わる問題もありますけれども、一刻も早く安全対策に取り組むということが自治体の使命ではなかろうかというふうに思います。今回はこういう形で補正予算を組んで対応していただきましたので一安心はいたしますが、しかしながら、今後こういうことがあったとしても、先延ばしする

ことなく早急な対策をとっていただきたいことを申し上げておきたいと思います。

それから、入札の不調の状況についてなんですけれども、特に教育施設での不調というのは、子どもたちの安全を、あるいは安心を確保していくためには絶対にあってはならないというふうに思います。それで、入札の不調の状況についてなんですけれども、八街市でこの間、不調件数というのはどのくらいあったのか、その辺は担当課、わかるかな、わからないかな。

○財政課長（會嶋禎人君）

手元に詳しい情報がないのですが、一応、昨年度、今年度に執行した建築工事の中においては応札者がないという案件はありませんでした。

○丸山わき子君

全国的には、やっぱり先ほどから言われているように、不調となるケースがかなりあるということで、この対策ももっと市がやらなければならないのではないかとこのように思います。そういった点では、やはり、今回不調となった問題の分析ですね、設計はどうだったのか、見積もりはどうだったのか、あるいは、実際の単価の実態はどうなのかというところでの分析、調査は必要ですし、二度とこういった不調が起きないように取り組み、これが必要ではなかろうかというふうに思います。

こうした、二度と不調がないようにするために、担当課はどんなことを検討されているのか、その辺はどうでしょうか。

○財政課長（會嶋禎人君）

今回の場合につきまして、その他の場合も含めてなんですけど、設計上におきましてはルールどおりの設計をしているところがございます。それで、今後ということになりますけど、非常にシビアに考えるのであれば、市場価格をその都度その都度調査するということが必要ではあるのですが、やはり、それは少し内容的には困難でありますので、その場合、場合、例えば、今回のような特殊な工事の場合とかについては、市場価格などを調査するような体制を考えていきたいと思っています。

○丸山わき子君

ぜひ、きめ細かに。特に公共工事に関しましては、学校だけではなくて、市民の暮らし、安全を守るためのものが多いと思いますので、きめ細かな市場価格調査を進めていただきたいというふうに思います。

それと、先ほどの説明の中では不調となったと、市内業者14社からの見積もりをとったと。その後も10社からの見積もりをとったと、それで、いずれも辞退があったというようなことで、先ほども全協の中で、今度は大丈夫なのかというような質問がありましたけれども、三度目の正直はどんな状況か、本当にこれは入札が行われて、対応していただけるのかとか、その辺の見解はもう一度お伺いしたいと思っています。

○教育次長（村山のり子君）

先ほど説明が少し不足しておりましたけれども、今回の入札に臨むにあたりまして、今まで使用してきました単価ではなく、見積書を徴しまして、それで積算の見直しをいたしまし

た。あわせて来年の夏休みに回さなければいけないドアの改修工事ということを先ほど申し上げましたけれども、ドアにつきましては、ただいまの時点では使える状態にはなっておりますので、ただ、取り替え工事は来年に回すということでございましたので、先ほどちょっとご説明が漏れましたので、申し上げました。

○丸山わき子君

ぜひ、子どもたちの安全が先に追いやられるような、そういうやり方ではなくて、一刻も早く安全を確保するための施策を進めていただきたいと、このことを申し上げまして、私も終わりにいたします。

○議長（加藤 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○桜田秀雄君

それでは何点かお伺いをいたします。

クリーンセンターの件でございますけれども、この財源ですが、一般財源で賄われるわけですけれども、災害復旧費、これは当初予算は幾らだったかわかりますか。

○経済環境部長（江澤利典君）

当初については1千円程度だと思います。

○桜田秀雄君

昨年も1千円、今年も1千円なんですけど、1万9千円となっておりますけれども、これはどこからの数字なのでしょう。

○財政課長（會嶋禎人君）

一般財源の1万9千円につきましては、歳入19款繰越金が財源となっております。

○桜田秀雄君

台風については、国の方でも今、対応策を練っていると思うんですけど、全額一般財源でやると、こうなっておりますけれども、これは国の財源というのを見込めないものなんでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

この当時の財源をちょっと詳しく説明させていただきます。この財源、941万9千円の財源の内訳としては、まず地方債、地方債が、これは一般単独災害復旧事業債といいまして、これが充当率100パーセントになっていて、940万円が地方債になります。残りの一般財源が1万9千円というような形になっておりまして、この一般単独災害復旧事業債につきましては、交付税措置が当然ございまして、その交付税については、元利償還の47.5パーセントが、交付税措置が今後あるというような形にはなっております。

○桜田秀雄君

説明の中で、もう既にブルーシート等で仮の補修をしているんだと、約50万円ほどかかっているという話ですが、この50万円はどこから流用されたのでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

50万というのは、50万以下ということで私、先ほど説明させていただいたと思うんですが、実際は、緊急で仮の修繕ということで、塩ビシートの防水の補修張り、3カ所あったということでお話しさせていただいたと思いますけども、これについて、緊急で29万3千760円で、8月26日に実施をいたしております。

○桜田秀雄君

このクリーンセンターの建物、これは耐用年数はあと何年ぐらい残っているのでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

完成がたしか平成15年だったと思いますけども、大体、耐用年数的には15年前後ぐらいだとは思われます。

○桜田秀雄君

今回、先ほどもらったこのカラーのプリントを見ますと、大体屋根が平たんなのかなと。これは面積は幾らありますか。

○経済環境部長（江澤利典君）

屋根改修の工事の面積なんですけど、この写真でも若干わからないところがあるかと思えますけども、既存の防水、断熱材、塩ビシートですね、それが約780平米ほどございます。その撤去、また新たに防水シートを敷くというような形になります。

○桜田秀雄君

面積が700ちょっとで、約200坪ぐらいあるのかな。先ほど耐用年数を聞いたのは、ぜひ、補修するのであれば、将来は、これだけの面積があるんだから、太陽光発電、太陽光パネル、これを置くぐらいの考えもあってもいいのかなと思うんですけども、あと15年というところとちょっと厳しいのかなとは思いますが、最低20年はやらないと元は取れませんから、その点についてはどのように考えていますか。

○経済環境部長（江澤利典君）

一応、今回の工事につきましては、先ほど言った工事内容で、ちょっと繰り返しますけれども、仮設工事も含めて屋根改修工事ということで、設計額として940万何がしという形になっております。耐用年数等々を考えますと、当然、この工事については、修繕的はかなり大規模な修繕になりまして、今回、災害復旧ということでやらせていただきたいというふうに思っています。太陽光については、この施設についていろいろ、今後の状況等も勘案した中でこのような設計額でやらせていただいたというのが結論でございます。

○桜田秀雄君

できれば、将来太陽光パネルを乗っけていただきたいなと私は思うんですけども、一応お願いをいたしまして、私の質問は終わります。

○議長（加藤 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。議案第20号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 弘君)

討論がなければ、これで議案第20号の討論を終了します。

これから採決を行います。議案第20号、平成28年度八街市一般会計補正予算(第4号)についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(加藤 弘君)

起立全員です。議案第20号は原案のとおり可決されました。

議事都合により、しばらく休憩します。本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡します。

(休憩 午後 1時34分)

(再開 午後 2時09分)

○副議長(石井孝昭君)

再開いたします。

議長と交代いたしましたので、ご協力をお願いいたします。

ただいま、加藤弘議長より議長の辞職願が提出されました。

ここでお諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(石井孝昭君)

異議なしと認めます。

追加日程第2、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、加藤弘議員の退席を求めます。

(加藤弘議員退席)

(桜田秀雄議員退席)

○副議長(石井孝昭君)

議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(藏村隆雄君)

辞職願。

私こと、このたび一身上の都合により、議長の職を辞任いたしたいので、許可されるようお願いいたします。

平成28年9月23日。

八街市議会議長、加藤弘。

八街市市議会副議長、石井孝昭様。

○副議長（石井孝昭君）

ここでお諮りいたします。加藤弘議員の議長の辞職を申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石井孝昭君）

異議なしと認めます。加藤弘議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。加藤弘議員の着席を許します。

（加藤弘議員着席）

○副議長（石井孝昭君）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石井孝昭君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第3、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を封鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（石井孝昭君）

ただいまの出席議員は19名です。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○副議長（石井孝昭君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石井孝昭君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○副議長（石井孝昭君）

異常なしと認めます。

念のため、申し上げます。投票は単記無記名です。なお、同一の姓及び同一の名の議員がおられますので、必ず投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次、投票を願います。投票は正面の演壇に向かって左の方から投函し、右手の方から自席にご着席を願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票をお願いいたします。

○**議会事務局長（藏村隆雄君）**

1番、山田雅士議員。2番、小澤孝延議員。3番、角麻子議員。4番、鈴木広美議員。5番、服部雅恵議員。6番、小菅耕二議員。7番、小山栄治議員。8番、木村利晴議員。10番、林修三議員。11番、山口孝弘議員。12番、小高良則議員。13番、湯浅祐徳議員。14番、川上雄次議員。15番、林政男議員。16番、新宅雅子議員。17番、京増藤江議員。18番、丸山わき子議員。20番、加藤弘議員。19番、石井孝昭議員。

（点呼、投票）

○**副議長（石井孝昭君）**

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**副議長（石井孝昭君）**

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○**副議長（石井孝昭君）**

それでは、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山口孝弘議員、林修三議員を指名します。両議員、開票立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○**副議長（石井孝昭君）**

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち有効投票18票。無効投票1票。有効投票のうち、小高良則議員16票、丸山わき子議員2票。以上とおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって小高良則議員が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選されました小高良則議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、議長の選挙の当選人と告知をいたします。

議長に当選されました小高良則議員のご挨拶をお願いいたします。

○**議長（小高良則君）**

ただいま、選挙におきましてご推挙いただきました小高良則でございます。八街市議会の向上、発展、皆様のご意見、ご指導を受けながらしっかりとやっていきたいと思っております。また、八街市の向上、発展もあわせて頑張るしっかりとやっていきたいと思っておりますので、今後とも皆様のご協力、アドバイスをいただきながら、しっかりと務めさせていただきたい

所存でございます。よろしく願いいたします。

(拍手)

○副議長（石井孝昭君）

挨拶ありがとうございました。小高良則議長、議長席にご着席ください。

皆様、ご協力ありがとうございました。

○議長（小高良則君）

議事都合によりまして、しばらく休憩いたします。再開時刻につきましては、事務局よりご連絡いたします。

(休憩 午後 2時24分)

(再開 午後 2時40分)

(桜田秀雄議員入場)

○議長（小高良則君）

再開します。

ただいま石井孝昭副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

異議なしと認めます。

追加日程第4、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、石井孝昭議員の退席を求めます。

(石井孝昭議員退席)

(桜田秀雄議員退席)

○議長（小高良則君）

副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（藏村隆雄君）

辞職願。

私こと、このたび一身上の都合により、副議長の職を辞任いたしたいので、許可されるようお願い出ます。

平成28年9月23日。

八街市市議会副議長、石井孝昭。

八街市市議会議長、小高良則様。

○議長（小高良則君）

お諮りします。石井孝昭議員の副議長の辞職を申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。石井孝昭議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。石井孝昭議員の着席を許します。

（石井孝昭議員着席）

○議長（小高良則君）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（小高良則君）

ただいまの出席議員は19名です。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（小高良則君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（小高良則君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。なお、同一の姓及び同一の名の議員がおられますので、必ず投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次、投票願います。投票は正面の演壇に向かって左手の方から投函し、右手の方から自席にご着席願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票願います。

○議会事務局長（藏村隆雄君）

1番、山田雅士議員。2番、小澤孝延議員。3番、角麻子議員。4番、鈴木広美議員。5番、服部雅恵議員。6番、小菅耕二議員。7番、小山栄治議員。8番、木村利晴議員。10

番、林修三議員。11番、山口孝弘議員。13番、湯浅祐徳議員。14番、川上雄次議員。
15番、林政男議員。16番、新宅雅子議員。17番、京増藤江議員。18番、丸山わき子
議員。19番、石井孝昭議員。20番、加藤弘議員。12番、小高良則議員。

(点呼、投票)

○議長（小高良則君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

投票漏れはなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（小高良則君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に木村利晴議員、小山栄治議員を指名しま
す。両議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（小高良則君）

選挙の結果を報告します。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数と符合しています。そのうち有効投票19票。
無効投票0票。有効投票のうち、小菅耕二議員17票、京増藤江議員2票。以上のとおりで
す。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって小菅耕二議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました小菅耕二議員が議場におられますので、会議規則第32
条第2項の規定により、副議長の選挙の当選人と告知します。

副議長に当選されました小菅耕二議員のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（小菅耕二君）

ただいま、多くの議員の方々のご推挙をいただき、当選させていただきました。身の引き
締まる思いでございます。これからは小高議長を支え、議会と市政発展のために努力してま
いります。皆様におかれましては、なお一層の私に対してご鞭撻をお願いいたします。これ
をもちまして、挨拶とかえさせていただきます。

(拍手)

○議長（小高良則君）

以上で就任の挨拶を終わります。

議事都合によりしばらく休憩します。再開時刻につきましては事務局よりご連絡いたしま
す。

(休憩 午後 2時51分)

(再開 午後 3時45分)

(桜田秀雄議員入場)

○議長（小高良則君）

再開します。

小菅耕二議員、私、小高良則より、常任委員会の所属を変更されたいとの申し出がありました。

お諮りします。この際、常任委員会委員の所属変更の件を日程に追加し、追加日程第6とし、議題とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第6、常任委員会委員の所属変更の件を議題とします。

総務常任委員会委員の小菅耕二委員から、経済建設常任委員会に、経済建設常任委員会委員の私、小高良則から総務常任委員会委員に、それぞれ常任委員会の所属を変更されたいとの申し出があります。

お諮りします。委員会条例第5条第3項の規定により、小菅耕二議員、私、小高良則からの申し出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。それぞれ常任委員会の所属を変更することに決定しました。

次に、林政男議員より、決算審査特別委員会委員の辞任の願いが提出され、委員会条例第11条の規定により許可しましたので、決算審査特別委員会委員が1名欠員となっております。

お諮りします。この際、決算審査特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第7とし、議題とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第7、決算審査特別委員会委員の選任を議題とします。

決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名します。

決算審査特別委員会委員に加藤弘議員を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

次に、私、小高良則より、印旛衛生施設管理組合議員の辞職願が提出され、これが許可されましたので、印旛衛生施設管理組合議員が1名欠員となっております。

お諮りします。この際、印旛衛生施設管理組合議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として、議題とすることにしたいと思いを。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第8、印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙についてを議題とします。以下、組合議員の選挙と省略します。

これより、組合議員の選挙を行います。規約により、当市の議会議員の中から選挙する組合議員は1名です。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いを。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いを。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

組合議員に小山栄治議員を指名します。

お諮りします。議長が指名した小山栄治議員を組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。ただいま指名しました小山栄治議員が組合議員に当選されました。ただいま組合議員に当選されました小山栄治議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、組合議員の選挙の当選人と告知します。

お諮りします。議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第9として議題にしたいと思いを。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第9、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会会議規則第172条第1項の規定により、10月14日に、議会運営委員会に

関する研修、意見交換及び講演を目的に、成田市で開催される千葉県北総地区市議会正副議長会議員研修会及び11月15日、16日に山梨県甲府市で開催される印旛管内市議会正副議長連絡協議会視察研修会、定例会に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小高良則君)

ご異議なしと認めます。配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。正副議長の選挙に伴い、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第10として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小高良則君)

ご異議なしと認めます。

追加日程第10、議席の一部変更の件を議題とします。

配付のとおり、議席6番、小菅耕二議員を議席19番へ。議席7番、小山栄治議員を議席6番へ。議席8番、木村利晴議員を議席7番へ。議席12番、小高良則、私を議席20番へ。議席13番、湯浅祐徳議員を議席12番へ。議席14番、川上雄次議員を議席13番へ。議席15番、林政男議員を議席14番へ。議席16番、新宅雅子議員を議席15番へ。議席19番、石井孝昭議員を議席8番へ。議席20番、加藤弘議員を議席16番へ。議席の一部をそれぞれ変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小高良則君)

ご異議なしと認めます。ただいま変更のあった議席は、次の会議より新議席への移動をお願いいたします。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。平成28年9月第3回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部の皆様、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう、強く要望いたしまして、閉会のご挨拶といたします。

議員の皆様に申し上げます。長い間ご苦勞さまでした。

(閉会 午後 3時53分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第3号から議案第13号
委員長報告、質疑、討論、採決
2. 議案の上程
議案第20号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
3. 議長辞職の件
4. 議長の選挙
5. 副議長辞職の件
6. 副議長の選挙
7. 常任委員会委員の所属変更の件
8. 決算審査特別委員会委員の選任
9. 印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙
10. 議員派遣の件
11. 議席の一部変更の件

.....
議案第3号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市農業委員会委員の定数を定める条例の制定について

議案第6号 八街市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

議案第7号 八街市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 防災行政無線デジタル化整備工事（H28）の請負契約の締結について

議案第9号 平成28年度八街市一般会計補正予算について

議案第10号 平成28年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第11号 平成28年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第12号 平成28年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第13号 平成28年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第20号 平成28年度八街市一般会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 加 藤 弘

八街市議会議長 小 高 良 則

八街市議会議員 山 口 孝 弘

八街市議会議員 林 修 三